

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府

農業委員会名：南丹市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	2,804	農業就業者数	6,421	認定農業者	87
自給的農家数	921	女性	3,244	基本構想水準到達者	—
販売農家数	1,883	40代以下	1,667	認定新規就農者	27
主業農家数	125	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	—
準主業農家数	334			集落営農経営	35
副業的農家数	1,424			特定農業団体	—
				集落営農組織	35

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,500	218	—	—	—	2,718
経営耕地面積	1,693	97	77	20	—	1,790
遊休農地面積	4	—	—	—	—	4
農地台帳面積	2,542	286	286	—	—	2,828

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

任期满了年月日 R 3年 6月 30日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	18
認定農業者	—	6
認定農業者に準ずる者	—	—
女性	—	1
40代以下	—	—
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	29	29	19

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年2月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,718 ha	504.8 ha	18.5 %
課 題	農業従事者の高齢化や集落営農組織の弱体化等から遊休農地が増加し、地域の担い手不足や米価の下落、有害鳥獣被害から耕作意欲が減退し、利用集積化が図りにくい状況である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 508.8 ha (うち新規集積面積 4 ha)
	目標設定の考え方: 農地等の利用の最適化の推進に関する指針にもとづく数値とする。
活動計画	8月 CATVなどを活用し、農地利用集積計画による利用権設定制度の周知 9月 利用権設定の終期到来者に対し再設定の手続き案内の送付 9月～11月 農業委員、推進委員による新規利用権設定者の掘り起こし及び担い手へのあつせん活動

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	9 経営体	9 経営体	20 経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	2.4 ha	3.7 ha	5.4 ha
課 題	農業者の高齢化や米価の下落などから不耕作地が増加しており、担い手の育成・確保を図るなど、農業・農村の活性化が急務となっている。そのため、認定農業者制度や集落営農の法人化の意義、メリットについて啓発に努め、新規参入者を確保する必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	22 経営体	参入目標面積	3.8 ha
活動計画	南丹市ケーブルテレビや農業委員会だよりなどを活用し、制度の周知や普及に努めるとともに、新規参入者の掘り起こし活動を行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年2月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,718 ha	4 ha	0.14 %
課 題	農業従事者の高齢化、地域農業を支える担い手不足、集落営農組織の弱体化、米価の下落等により遊休農地予備軍が増加傾向にあるため、農地利用状況調査を通じた農地の現況把握と遊休農地所有者に対する意向調査の実施とともに利用権設定の働きかけや的確な指導が必要である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 1 ha		
	目標設定の考え方: 農地等の利用の最適化の推進に関する指針にもとづく数値とする。		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	47 人	7 月	8 月 ~ 9 月
	調査方法	<p>[期間] (7月中旬)荒廃農地の発生・解消状況調査の実施</p> <p>[体制] 班編成により、農業委員、最適化推進委員と随行員1名による調査</p> <p>[調査] 調査区域は、2名又は3名の農業委員、農地利用最適化推進委員の担当区域とし、農業振興地域整備計画の農用地区域内農地及び周辺優良農地を調査</p> <p>[検討] 調査後は農地の現況、所有者の農地利活用の意向、対象地の地域事情などを踏まえて地域別検討会を開催し、情報共有を図り、解消に向けた委員活動や是正に向けた指導通知を行なう。</p>	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	10 月	10 月 ~ 11 月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年2月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2,718 ha	0 ha
課 題	農業委員会だより、CATVなどを活用し、農地法遵守に対する農家の意識向上を図る必要がある。また、市域の農地は中山間地域に多くあり、農業委員、最適化推進委員、地元農業者の目も行き届きにくく、違反転用の早期発見が難しいため、行政組織と一体となった監視体制が必要である。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	農業委員や最適化推進委員による担当地域の農地の動向把握や農地パトロールの実施により、早期の発見を目指す。また、農業委員会だより、お知らせ、CATV等で農家に対する農地法の周知を強化し、法令遵守意識の向上を図る。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入